



Title	日本の立法過程の議論に関する熟議システム論的考察
Author(s)	田中, 勲
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第16614号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16614
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98224
Type	doctoral thesis
File Information	TANAKA_Isao_abstract.pdf, 論文内容の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名：田中勲

学位論文題名

日本の立法過程の議論に関する熟議システム論的考察

本論文は、日本において、一般市民も含む多くの人々が立法化への議論を重ねてきた社会的問題に関して、その議論の様相を、熟議システム論の観点から分析、評価することを目的としたものである。具体的な事例をフレーミング分析や熟議システム論で分析、熟議の質を評価することで、熟議の質と立法との関係、さらに国会で立法が成立するための条件の考察も併せて行った。

「第二の近代」による個人化の進展、代表制民主主義の要請という2つの大きな理由から、1990年代より市民のコミュニケーションによる熟慮と議論、すなわち熟議が民主主義の安定と発展に必要だと考えられるようになった。そして熟議民主主義研究の進展に伴い、複数の制度や実践の連関として社会を捉える熟議システム論が発展した。デモなどの非熟議的要素も含むこの熟議システム論の研究において、コンピューターを活用したテキスト分析やネットワーク分析など様々な学問分野の手法で分析した現実社会に関するデータを、理論に基づく特定の指標に照らし合わせることで、マクロ的な熟議の質の評価を行うことが可能であることが、ジェーン・マンスブリッジらやアンドレ・ベヒティガーとジョン・パーキンソンの研究によって示された。

実際にコンピューターによるテキスト分析で熟議の質を評価した研究として、パーキンソンらがスコットランド独立住民投票を、ジェーン・シュータがアイルランドの妊娠中絶議論を扱った研究などがある。しかしこれらは、いずれも限定的な評価に留まることと膨大なデータを必要とすることから、本論文では議論の分析において、テキスト分析に変わるものとしてフレーミング分析による手法を検討した。フレーミング分析の理論的有効性や、実際にメディアのフレーミング分析によってアメリカの死刑に対する議論の変遷を検証したフランク・バウムガートナーらの先行研究について論じ、フレーミング分析によって具体的事例の熟議の質を分析する方針を確認した。

分析・評価する事例として取り上げたのは、幅広い層の人々の中で特に近年盛んに立法化が議論され、社会の中の熟議の質の状況の評価するという本論文の主旨に合致していると考えられる以下の3つとした。1) 2016年に国会で可決・成立した「ヘイトスピーチ解消法」、2) 2023年に国会で可決・成立した「LGBT理解増進法」、3) 1996年に法制審議会が答申を出し、法務省が法案を作成したにもかかわらず、その民法改正案が現在に至るまで可決・成立をしていない選択的夫婦別姓制度である。分析・評価にあたっては、以下の3段階にわたる手法を考案した。まず第1段階として、ベヒティガーとパーキンソンの質の評価の考えに倣い議論の詳細な歴史を振り返り、第2段階としてロバート・M・エントマンの主張する「実質的フレーミング」の4つの機能に基づき、朝日新聞と読売新聞の記事や国会の議論のフレーミング分析を実施、これを基にマイケル・ネブロとアベリー・ホワイトのコミュニケーションモデルにおけるサイト別の主張や議論の特徴を分析した。第3段階では、マンスブリッジらとベヒティガーとパーキンソンが提示した熟議の質の指標で各議論の評価を行った。この結果、「ヘイトスピーチ解消法」の議論は質の高い熟議であり、選択的夫婦別姓制度の議論は質の低い熟議、「LGBT理解増進法」の議論はまずまず質の高い熟議であることが判明した。

さらに、この3つの事例に関する分析・評価の整理を行い、全体を改めて考察することによって、国会での立法が成立するための条件の可能性はあるのは、主張に根拠や経験があるかを重視する「熟議的主張内容」と相手の主張を尊重し場合によっては自身の考えを変える「熟議的主張スタンス」であり、特に「熟議的主張内容」という指標に合致した事象である「人権侵害の共通認識」と、「熟議的主張スタンス」という指標に合致した事象の「「市民」の意向を背景とした「選好の変容」」であるという結論を得た。また、国会でのコンセンサスを妨げる事象として可能性があるものは、「根拠のない主張」であることがわかった。さらに、これらの検証から得た知見から選択的夫婦別姓制度の議論を改めて概観し、別姓制度の法制化を実現するためには、「改姓による個人の社会的な不利益」を社会の共通認識とすることが重要であると指摘した。

本論文の成果は、実社会における事例を熟議システム論によって分析、熟議の質の評価を実施したことであり、現実を熟議民主主義的な実践として捉え直す研究の嚆矢である。また、筆者が本論文で有用性を示したフレーミング分析と熟議システム論の組み合わせによる分析・評価は、社会全般における熟議の様相の把握のための新しい手法の提案である。さらに、従来は明確にされていなかった日本での熟議の存在を示したことも、本論文による成果である。